社会福祉法人ひらいルミナル 講師料・謝金および旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人ひらいルミナル(以下、「法人」という。)が行う各事業等 における、研修、イベントプログラム等を行う外部講師に対する講師料、その他謝 金についての基本的な基準を定めることを目的とする。

(講師料の支給)

- 第2条 講師料は、別表 1 を基準に支給する。又他団体からの講師招聘に際し、その団体に 謝金規程がある場合はそれを参考に定めることができる。
 - 2. 前項の基準によりがたい場合は、管理職会議で定めることができる。

(講師料の時間単位)

- 第3条 前条に規定する講師料は、あらかじめ講師に依頼し合意した内容における講義時間について、60分を1単位として算出し、2分の1単位を下限とする。
 - 2. 時間単価を適用する範囲は2時間までとし、それを超えた場合は原則として、日額を適用する。

(講師料の支払い方法)

- 第4条 講師料の支払いに当たっては、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払う。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、講師が法人として講師料を受領する場合には、源泉徴収は行わない。

(講師の旅費)

第5条 講師の旅費は、実費を支払うものとする。

(契約について)

- 第6条 講師依頼時の契約に基づいて講師料、その他謝金について支払う場合があり得る。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、個別の契約に基づいてその契約を誠実に順守するものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項でこの規程に定めのない事項は、管理職会議で定める。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、管理職会議で定める。

(附則)

1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。

(単位:円)

				(井瓜・11)
区分	基準		1単位の単価	日額
大学講師	大学①	大学教授(含む短大・養成施設)	12,000	36,000
基準	大学②	大学准教授(含む短大・養成施設)	10,000	30,000
	大学③	大学講師(含む短大・養成施設)	7,000	21,000
	大学④	大学助手以下(含む短大・養成施設)	4,500	13,500
専門講師	専門①	医師、弁護士、司法書士、税理士、	12,000	36,000
基準		公認会計士等		
	専門②	社会保険労務士、中小企業診断士、	10,000	30,000
		コンサルタント等		
	専門③	社会福祉士、精神保健福祉士、臨床	7,000	21,000
		心理士、公認心理師、介護福祉士、		
		看護師、作業療法士、理学療法士、		
		管理栄養士等		
	専門④	その他、専門的知識技術を有するも	4,500	13,500
		O O		
社会福祉	施設①	施設長、社協事務局長	10,000	30,000
施設等講	施設②	指導監督職員、施設管理主任等	7,000	21,000
師基準	施設③	一般職員等	4,000	12,000
特別基準	特別①	以下の各基準では当てはまらない	適当と認める	適当と認め
		者	額	る額